

議案第 12 号

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 9 月 4 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 16 条中「、第 46 条及び第 46 条の 2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第 46 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

船員保険法の改正により非常勤の船員である職員の公務災害補償に関しては同法に基づく給付が行われなくなることに伴い、当該職員を本条例の適用対象とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。